

平成28年10月11日(火)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、鹿島道路株式会社他9社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：伊藤、補佐：高橋、係長：阿部

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
指名停止措置業者一覧のとおり	

2 指名停止措置期間：

業者① 平成28年10月11日（火）～平成28年11月24日（木）（1.5ヶ月）

業者② 平成28年10月11日（火）～平成28年12月24日（土）（2.5ヶ月）

業者③～⑩平成28年10月11日（火）～平成29年1月10日（火）（3ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

東日本高速道路(株)東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、公正取引委員会により同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令が行われた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第5号に該当する。

指名停止等の措置要領別表第2第5号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5. 当該部局の管轄区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

*課徴金減免制度が適用され、公表された場合の期間短縮あり

指名停止措置業者一覧

	指名停止措置業者名	住 所
①	鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽一丁目7番27号
②	世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園二丁目9番3号
③	常盤工業株式会社	東京都千代田区九段北四丁目2番38号
④	株式会社伊藤組	岩手県花巻市山の神797番地1
⑤	奥村組土木興業株式会社	大阪府大阪市港区三先一丁目11番18号
⑥	大有建設株式会社	愛知県名古屋市中区金山五丁目14番2号
⑦	株式会社竹中道路	東京都江東区木場二丁目14番16号
⑧	地崎道路株式会社	東京都港区港南二丁目13番31号
⑨	東京舗装工業株式会社	東京都千代田区外神田二丁目4番4号
⑩	福田道路株式会社	新潟県新潟市中央区川岸町一丁目53番地1